

<研究ノート>

日本における農業簿記の研究 (2)

—全国農業経営コンサルタント協会理事長・西田尚史税理士へのヒアリング調査 (第1回) —

戸田 龍介



(2014年3月3日, 熊本市小峯の未来税務会計事務所2階にて, 左が西田氏)

【戸田】お忙しい中, 時間をさいていただきありがとうございます。それでは, 今から農業簿記検定3級の教科書を中心に, いろいろとお聞かせいただきたいと思います。

【西田】だいたい質問があるようですね。訂正しないとならんところがあると思います。3人で編集しているものですから。

【戸田】基本的には, どなたが教科書3級の担当なのでしょう。

【西田】森剛一先生という方が監修です。

【戸田】監修という形なんですね。

【西田】プレテストの3級の問題集作りは私と宮田先生と松田先生ですけど。役割分担をして

すね。3級と2級の教科書の作成は、私、宮田吉弘、三谷美重子、松田孝志、安形京子、加瀬昇一、田口康生、渡辺基成、秋葉芳秀、安達長俊、木山雅人、西山由美子です。

【戸田】ありがとうございます。ではまず、簡単などころからお伺いしようと思います。

例えば、減価償却の対象が「取得価格」というふうになっていますけど、付随費用も入れて「取得原価」というのが減価償却の対象というふうに、私なんかだと教えていたんですが。これはこれでよろしいんですか。

【西田】取得価格でいいと思います。費用を含めて取得価格とは言いますね。

【戸田】そうですか。

【西田】先生のおっしゃるのは、取得原価というふうにしたいということですか。

【戸田】いえ。したいというよりも、何かそういうふうにならずと教えていたもので。

【西田】ちょっと待ってください。今、税法便覧を持ってきます。税法上は取得価格なんですよ。ここ（税法便覧）に書いてあります。

【戸田】ありますね。税法上の規定なんですね、これは。

【西田】私たちは、全てを税法上でやっていきますからね。

【戸田】はい。分かりました。こういうふうになってるんですね。

【西田】よろしいですか。

【戸田】多分、そういう違いなのかなと思っていました。

次もちょっと簡単なんですけども、教科書3級では、見越繰延項目を見ると、例えば前払保険料とかではなくて、すべて前払費用というような、いわゆる統制勘定で説明されています。これに対して、例えば簿記の初学者なんかには私たちが教える時は、前払費用という繰延項目は説明しますが、仕訳を切る時は、前払保険料などという個別勘定を使うと思います。商業簿記3級とかだと大体個別勘定を使っていると思います。農業簿記3級では全部まとめて、未収、未払、前払、前受というふうに、集合あるいは統制勘定を使われていますよね。

【西田】農業簿記検定では、一応こういう、最終的に勘定科目を統一したんですね。とにかく会計指針というのを作って、こういうふうにしようということで。前払利息とかは一緒に合わせて前払費用というように、勘定科目を先に設定したんですね。

【戸田】もしかして青色申告決算書のところで、そういう科目でしなさいという指示があるんですかね。これは違いますかね。

【西田】青色申告決算書でしょう。

【戸田】ええ。

【西田】前払費用というのはもちろん、前払金なんかも青色申告決算書に記入項目があるんですよ。

【戸田】青色申告決算書に合わず形で、細かいことを書くのではなくて、前払費用なんかには統一しましょうという形で勘定科目になっているわけですね。分かりました。

【西田】 ちょっと待ってくださいね。

これ先生、よかったですらおあげします。実際、今、確定申告している青色申告書なんです。例えば棚卸資産がありますでしょう。棚卸資産だけど、本当は製造原価でいけば、仕掛品とか、半製品とか、商品とか本当はいろいろあるわけですよ。でも、これはあくまで青色申告書ですから、まとめて書きなさいと。

電子申告はもっと悪いです。科目が分からんとめちゃくちゃ出てくる時があって、グループでばいばいと処理するから、非常に分かりにくいところがあります。青色申告には、農業は農業でまた別の青色申告があります。どうぞ、これもさしあげます。

【戸田】 ありがとうございます。それから、これは農業簿記では常識なんだろうけど、誰かに農産物をあげたという場合の処理が、答えとしては資本金減少と水稻売上高という形が答えだということになっています。それはなぜかと言うと、青色申告決算書において、まず事業主貸と家事消費高の仕訳処理がされる。この事業主貸というのは、資本を減少させるものであり、家事消費高というのは農業収入、つまり収益のようなものである。だから (借) 資本金×× / (貸) 水稻売上高という処理が正しいということになっていますね。私がなぜこれをお聞きしたかと言うと、最初この仕訳を見た時、えっ? と思ったからです。

【西田】 資本金じゃないと思いますけどね。所得税青色申告書の取扱いは、事業主貸勘定なんです。

【戸田】 多分、これはもともと青色申告決算書だから、直接じゃないかもしれないけど、それに沿うような形で答えはこうだというふうになっているのではないのでしょうか。ただし資本の減少と収益の発生という、恐らく普通の組み合わせとしては中々あり得ないものになってるんじゃないのでしょうか。

【西田】 この場合、どういうことかと言うと、資本金というのと事業主貸というのは同じことなんです。事業主貸は、期首でもいいんですけど、期末の時は必ず振り替えるんですね。振り替えて、差額が元入金の方に来るんです。で、必ず振り替える、事業主借から。つまり、青色申告の場合は資本金という勘定はないんですけど、元入金ですからね。元入金は、会社の資本金とは違って、その金額が自由に動くわけですね。特に個人の場合は。法人は動きません。そういう意味で、ここで書いているのは資本金でしょうけど、所得税法の取扱いは事業主との債権は、事業主貸としてこういうふうにやりますよということなんです。

【戸田】 多分、これが所得税法の青色申告決算書に書く時の正しいやり方だから、こういう形で解答ということなんだろうけど。

【西田】 自家消費用とした時はですね。

【戸田】 誰かにあげたという場合は、資産の減少と損失の発生みたいなのが普通かなというか。農業簿記3級の場合、資本減少と収益発生という組み合わせになっていますけど、やっぱりちょっと違和感があって。

【西田】本来なら、誰かにあげたのであれば、この仕訳は交際費の発生と水稻売上の発生なのかもしれません。

【戸田】なるほど。

【西田】それが正しい。ただ、自分で使った時の場合はやはり、自分の資本金が減ると考えます。そうすると、家事消費とは正味財産減少となるから、事業主貸というのも元入金からマイナスなんです。ただしこの問題は贈答品ですからね。贈答品でしたら、本来は交際費ですよ。交際費で仕訳を切ると利益になりませんよね。でも、水稻売上高はこのままでいいんです。これは贈答品じゃなくて、自分で使ったと。自分で消費したとしたら、自分の家事消費ですから、こういう仕訳をするんですよ。

消費の仕方には、事業消費と家事消費の2つがあります。事業消費というのは、今言ったように相手に贈答品でやったような場合なんです。家事消費というのは、自分が食べるため、例えば自分がサツマイモとか野菜を食べるような場合です。

【戸田】そうしたら、親戚の吉田さんにあげるということは、自分で食べたんじゃないから、ここは正確に言うと事業消費なんですよ。

【西田】私はそうすべきだと思います。これは家事消費じゃない。

【戸田】そうですね。

【西田】ただ、事業消費も家事消費も、青色申告書は同じ欄への記入なんです。この欄には、金額は少しでも必ず計上します。

【戸田】これ本当に、こんな処理をする農家さんってあるんですか。

【西田】処理します。これはやらないと、税務署からいろいろと言われます。実際に食べますからね。それで、これから先生にお見せしますが、大体の標準があるんですよ。本来は標準というのはないことになってるんですけど、標準を作っておかないと大変でしょう。

【戸田】そうすると、1つ1つ記録をつけるのが難しい時は、大体その標準というのを見るわけですね。

【西田】そういうことなんですよ。標準がないと分かりっこないんですよ。これ、さしあげます。

【戸田】ありがとうございます。

【西田】これは熊本版です。

【戸田】各県で違うんですか。

【西田】各県で違います。国税局で違うんですよ。これは正式には公表はされてないけど、これでやれということですね。分かりにくいから。

【戸田】確かにここに、1人当たりの自家消費の標準額がありますね。

【西田】はい。自家消費は1人当たり12,500円で計上しろということです。1年間にですね。保有米は玄米60キロを単位とします。

【戸田】これは資料として、論文で出してもいいものでしょうか。

【西田】僕は分かりません、それは。いずれにせよ、これは国税局が出しています。これは24年の所得税の分。さらに25年の分もあるんですよ。

【戸田】毎年、各県でこういうものがあるんですか。

【西田】あるんです。これには、農産物だけじゃなく、牛とか馬の標準価格も載っています。ただし、各年で価格が違っているのが分かるでしょう。

【戸田】これらの標準価格はどうやって決まるのですか。

【西田】JAと国税局が話し合いをしながら決めているんです。要は、こういうのがないことに表向きはなっているけど、それじゃあ仕事ができませんかでしょう。それで標準というものが必要なんですね。青色申告会なんかある場合、統一しておかないといけないところもありますよね。昔はもっと細かい規定があったんですよ。反別課税とか。

【戸田】ええ。そういうのが全国農業経営コンサルタント協議会の頃に出された本の中で書かれていますよね。私、初めて知りました。昔は反別課税というのがあって、反別課税があると会計が入っていく余地がないんだと。とにかくそうですよね。払う税金がもう決まってるわけです。しかも面白かったのは、記録を取ってしまって、標準収穫量よりたくさん取っちゃったら、もっとたくさん税金払わなきゃならなくて、そんなこと誰がするんでしょうかという。そんな世界があったのかと驚きました。

【西田】これは毎年1月頃に話し合いをするんです。本来なら国税局から出るものでしょうけど、今、国税局はこういうのは出さないんです。だからJAの名前で出しているんです。でも、これで実務はやっていくんです。

【戸田】でも、これは勝手に作っているわけじゃなくて、もちろん国税とJAがきちんと打ち合わせをして作成しているんですね。

【西田】打ち合わせしてやってる。それでこの前、千葉のある税理士先生から電話あったんですけど、西田先生、棚卸しはどうやってやってるのって私に聞くんです。その人の言うには、農業所得の申告は初めてで、標準表のようなものが今は原則としてないと言われてるから、どうしようかと。それで、熊本じゃあ、こうやってあるよと。だから、もう少しJAなり国税局なりに聞いてごらんって言ったんです。

【戸田】でも、各地の国税局にとっては、標準価格をしっかり把握している税理士さんがいてもらった方がいいですよ。ばらばらに申告書を作ってこられるよりも、基本的には標準表に基づく方が好ましいでしょうね。

【西田】標準表に基づかないと駄目なんです。でも、標準価格は毎年変わるんですよ。

【戸田】違ってきてるんですね。はい。ありがとうございます。改めて、別な質問をしたいと思っています。お聞きしたい点は、期首および期末の農産物棚卸高についてです。一番最初に出てくる期首および期末農産物の棚卸高というのは、教科書の59ページに勘定科目が出てくるんで

すけど、この段階では、詳しい説明は特にしないと。第7章で説明するからということで、第7章に飛びます。

【西田】59ページから？

【戸田】59ページから84ページに飛びます。ここで説明しますという構造になっているんですね。そして84ページでは、期首の農産物勘定がなぜ貸方にあるかということ、最初に残っている農産物はもうないからと説明されます。で、期末で確定した農産物があるからということで、それでもう1行の仕訳において、期末の農産物が借方に来るんだなということは分かるんですけど。ところが最後まで、期首農産物棚卸高および期末農産物棚卸高というのは何なのかという説明は、実は行われていないんですね。

でも、85ページの農業所得用の青色申告書の書き方を見ると、期首農産物棚卸高は収益の減少であるというのが、こちらの表によって分かる構造になっています。これを見ると、期首に残っている農産物棚卸高というのは、農業所得としての収入金額から最終的には引くんだと。本文では説明されてないんですけど、青色申告決算書（農業所得用）を見て、期首農産物棚卸高の勘定の性格は、収益のマイナスと理解してよろしいんですか。

【西田】期首でしたらね。うーん、やっぱりもう少し収穫基準というのを説明しないといかんかったと思います。収穫基準というのは、例えば米を対象とした基準です。米とかカライモとか、そういうのは1年に1回収穫するんです。そうすると、収穫したら、集荷した時に、集荷した価格で計上しなさいと。これは、所得税法の収穫基準で決まってるんです。

玄米だったら、単位当たり16,700円で計上しなさいと。もう決めてあります。収穫基準ですので、ここで収益が計上されますね。だけど本当に売れたわけじゃないんです。だから所得では、その年その年に収穫があったものを収入に上げて、去年の収穫は収入から引くんです。

農産物は棚卸しがありますでしょう。例えば米が10俵残っておったとしますよね。1俵が15,000円だったら、15万円ばかり残りますよと。これは期末の時は、その年で言うが残っておったんだから、この分は収入に上げますよとなるんですよ、期末は。その代わり、期首は引きますとなっているんです。去年収穫した期首の分はもう売れましたでしょう、販売して売れたでしょうと。だから期首は引くんですよ。これを収穫基準と言うんです。だから、なぜ期首農産物が収益マイナスとなるかということ、収穫基準に合わせただけなんですね。

【戸田】そうですね。85ページの説明はそうなってますよね。

【西田】収穫基準というのは分かりやすいようだけど、棚卸しがあつて残っておつたら、実は税金の先払いになるんです。まだ売れてないから。

でも、期首の農産物を引くんだったら一緒じゃないかという考えでしょうけど、収穫基準というのはそういうのがある。この収穫基準というのを、もうちょっと説明をする必要があったでしょうね。

【戸田】農産物棚卸高勘定の説明は、とても難しいと思います。特に、初めて農業簿記を勉強す

る人には。期首・期末の農産物棚卸高というのはどうも損益計算書の勘定のようなだから、収益か費用のうちのどっちかなんだろうということまでは分かるんですけど。本文では結局最後まで説明せずに、農業所得用の青色申告書の記入例を見て理解してくださいねという構造になっているんですが。これは相当、難しいと言うか。

【西田】だから農業簿記，プレテストをやったんですが，受からん人がおるんですよ。

【戸田】これは結局，暗記しないと。商業簿記3級で「仕入／繰越商品」，「繰越商品／仕入」というのがあって，なぜこんな仕訳になるんですかという時に，売上原価の算定の説明をしますよね。農業簿記でも同様に，何か別枠で収穫基準の説明をする必要があるんじゃないでしょうか。

【西田】これが一番難しいところではあるんです。農業簿記の中で，収穫基準というのが一番ポイントになるところではあるんです。だから，収穫基準というのを一言書かにゃいかんですね。

【戸田】書いてはあるんです。場所としては，教科書40ページに一応。そこでは，所得税の所得計算においては，米・麦などの農作物に限って，これらのものが収穫された年の収益に計上することを，農産物の収穫基準と言いますと。これはいいんですか，この説明で。

【西田】いいんです。米・麦とか，1年間に採れたものに限って収穫基準は適用されます。

【戸田】これは，例えば米なんかのように，農協の前渡金みたいな制度がある中で，ある程度金額が決まっているからできるということなんですか。

【西田】それとは違って，実際にある人がなんぼ収穫できたとするじゃないですか。これをもって売上に上げておかないと，その年その年の収入が分からないということになりますよね。例えば，仮に売上がいくらか上げておくとしますよね。カライモでもそうですけど，上げるんですよ。でも，これを実際に売れた時に上げたら，期間のずれがあり分かりにくいですよ。だから，収穫された時に限って，その分に限っては収穫をした時に，まず集荷したものを収益に上げて，売れた時は，前に上げておったものを引きましようという考え方をします。

【戸田】それはJAとの取引だと，まずは作った農作物をとにかくJAに持って行って，やがていろいろな手数料とかを引いた金額が，最後入金されるために，出荷と入金が大きくずれることを前提にしているのでしょうか。しかもJAに持って行く時に，集荷してくれる時の標準価格なんか示されていれば，計算上は可能だからと，そういうこともあるんでしょうか。

【西田】それもあると思います。昔は米は買取制ですからね。そういうのが昭和56年ごろまで続きました。だから農家の人は，帳面つける必要も何もないわけ。そうすると，政府としては，なんぼ収穫があったからあなたの所得はいくらだというふうに，収穫を元に決めるわけですね。特に，米，麦，大豆とかそういう穀物類ですね。そういうふうになっていたんです。なぜ収穫基準を使ってきたかというところを，もう少し説明する必要があると思います。

【戸田】収穫基準と聞いた場合に，私なんかみたいに農業を全く知らない人間はどうとらえるか

と言うと、単価の測定において、国が買上価格を決めているような場合は、刈り取った段階でいくらで買い取ってくれると分かるから、販売してお金をもらった時点じゃなくて、収穫したその時点で収益を計算するというのが収穫基準だと思っていました。

ただし、ここで言う収穫基準というのは、もっといろんなことを含んでいますよね。特に米のように、昔は政府の買取制度があり、現在でもJAとの特殊な取引がある農産物を主な対象としているわけですね、この収穫基準というのは。

【西田】そういうこと。そこのところを、もう少し書かにかいかんということですね。

【戸田】収穫基準の根本的な定義って、所得税法の中にあるんですか。

【西田】41条です。今、税法便覧をお見せします。

【戸田】なるほど、41条の文章が、そのまま教科書3級にも載っていますね。結局、農業簿記の難しさの根幹は、この収穫基準にあるんじゃないでしょうか。

【西田】ただ、すべてに適用されるわけじゃないんですね。収穫基準が。

【戸田】米、麦とかに限定されるんですよね。

【西田】限定されているんですよ。それは何で限定されているかということ、昔は結局、帳簿をみんなつけなければいいけど、つけられないから、やっぱり採れ高によってあなたの所得を決めようという考えですよね。基本的に。あなたの採れ高はこれこれだから、これでやってあなたの所得にしなさいというふうに持っていくんです。特に米については。

【戸田】そのほうが、あなたは何反持っているからというよりも合理的だったんですね。たくさん採れたんだから、それはまだお金はもらってないかもしれないけど、今年はちゃんと採れたんだったら税金も負担できますよねという。

【西田】子供が多いところとか、家族がいたら、売上には結び付かないですよ。売らないで食べてしまう場合もあるでしょう。そうすると、それは現金をもらってないから、所得は少ないよと言うと、それもおかしいですよ。採れたもの、収穫したものを所得と見なして、そして課税するよと。しかし、それじゃあ正しい課税にならないから、最終的には売れた時の金額が所得になるようにするんです。収穫基準で調整して。

標準表で見ると、米の単位当たりの価格は、平成24年は一応16,700円だったけど、25年は14,700円、2,000円下がってますよね。だから、棚卸で上げた時は16,700円だったかもしれないけど、売れた時は14,700円、2,000円下がってるでしょと。もう一度調整するから所得の金額は間違いないでしょうという、そういう考え方をするんですね。

【戸田】つまり、この期首農産物の棚卸高を引くというのは、ものすごく大事なことなんですね。

【西田】なぜ収穫基準をやにかいかんか、これが農業、特に米、麦、大豆の歴史ですよ。

【戸田】米、麦のようにある種、貯蔵が利くもので、金額がある程度確定しているということが前提で、収穫基準があり得るということですか。

【西田】 そう。昔はそういうふうにと考えると、これは日本の政府の考え方の、すべて農業に関するところの基本があるんですけど、米、麦、大豆が主力で、ほとんど補助金関係は米、麦、大豆なんです。これがもう日本の農業の基本で、特に日本は米が主なんです。米の個別所得補償、米の直接払制度、すべて米が主になっているんです。

【戸田】 日本の農家は、およそ7割が米作を行っていると言われてます。そうすると、米を主たる対象とした収穫基準や収穫基準を核とする農業簿記は、現実とは合っていることになりますね。ただし、同じ農業簿記という形を取っていますけど、牛や豚の計算の仕方と米の計算の仕方とは違うんですよ。例えば、牛の例なんか分かりやすく、要はどんどんと費用が原価として貯蔵されていき、それが販売された時に売上原価になるというのは、通常の簿記会計を勉強している人間にとっては分かりやすいと言うか。

農業簿記3級の難しさは、米を主な対象とする収穫基準というのはそういう考え方を取らないことにあるように思います。

【西田】 だから、これを変える必要があるんです。つまり、本来は農業簿記に収穫基準を入れるべきじゃないという、会計学的にはそう考えていいんですよ。というのは、収穫基準はもともと所得税法上のものでしょう。ところで、法人税にはそういう規定はないんです。だから、われわれは法人税の中にも収穫基準を入れてくれんかと言ってるんですけど、課税庁としては農業に関する法人という感覚がまだなかったわけですね。農業法人なんていうのは、例えばミカン農家から出たんですけど、そういう考えがなくて、こんなに発展するとは思ってないから。

だけど、会計だけで原価計算とかそういうものだけ考えたら、収穫基準はおかしなところがあります。逆に、法人税法上は入れないとおかしいということ、今、農業法人の調査なんか課税当局が来た時に言うんです。

【戸田】 聞いてくれるんですか。

【西田】 いやいや。それを聞いたら先生、お金にならんじゃないですか。お金にならないというのは、田んぼに植え付けていくと、本来は収穫してこそじゃないですか。これが僕の論する、収穫してこそ初めて金になるというんです。田んぼにどれだけ植えてとっても、例えばカライモでも菊でも何でもそうです。収穫しなかったら、お金にならんから分からないじゃないかと。そうすると法人税はそうならないから、ここで原価計算やってくださいと。そうすると、大体田んぼが同じだったら、去年の率で原価がかかったものを100分の何で割ったって棚卸じゃないかという、こういう考えをせざるを得ないのです。

それでも収穫基準には、やっぱり違和感があったと思いますけど、それは先生、大事なことなんです。

【戸田】 私は違和感というよりも、つい研究者の立場から、ここに何か面白い点があるのではないかと思ってしまいました。

【西田】 やっぱり、農業簿記なんだから、あまり所得税とか、税法に偏り過ぎてもおかしいでしょう。会計は会計でやらないかんのじゃないかと、われわれのグループの中でも話し合っただんです。でも、いくら会計でも、ここのところは農業特有の会計処理だから、収穫基準が合うし、それを入れなかったら、私から言うと未成の分に課税されることになるよ。採れてないやつに対して税金を課されたら、それは農家としても、ちょっといかんのじゃないかと。会計は、税金を課税するための1つの道具にもなっているわけだから。

どちらかと言うと私たちも実務家だから、所得税法中心に農業簿記検定3級の教科書を書いているところがあるんです。

【戸田】 個人的には、まさに言われたとおり、所得税法上の青色申告書を書くことに引っ張られ過ぎてるかなというふうに思っていました。

【西田】 それはあると思います。

【戸田】 先ほどから話を伺っていますと、収穫基準というのは、所得税法がそう規定しているからだけではないことが分かってきました。収穫基準については、さらに個人的に研究を進めたいと思っています。ここで別なこともお聞きしたいと思います。まず、純額法と総額法という言い方は、農業簿記の実務の中では普通にされるのでしょうか。教科書59ページから61ページにかけて、総額法と純額法の説明が出てきます。

そこでは、総額法というのは、要は1個1個の科目を使わずに、期末仕掛品棚卸高みみたいな勘定を使ってやっていきますよという説明がされています。

普通、総額と純額とはグロスなのかネットなのかということを使い分けていると思いますが、ここはちょっと独特な使い方と言うんでしょうか。純額というのは、ここで言うと、個別の費用の振り替えをしているということで、総額と言うのは、期末仕掛品棚卸額という単一勘定を使うという説明になっていますけれど、ぱっと頭に入ってこない言い回しと言うんですかね。

【西田】 お答えします。法人税とか所得税は、基本的には総額主義なんです。総額で上げなさいと。総額で上げるというのは、費用とか収益を相殺してはならない、必ず両方上げなさいということがあって、これが総額主義の原則なんです。それが税法ではあるんです。この青色申告書の農業用もそうですね。製造原価をする時、かかった費用を期末仕掛品として期末で引きましょと、こういうやり方ですね。もともと、総額主義でやれという規定が税法にあるんですよ。期末になると、私たちは実務家はこのように処理します。そうすると、経費については、期末だけ拾えばいいんですよ。だから、われわれ実務家は総額法を使います。純額法はあまり使わないと思いますが。

【戸田】 普通でしたら、もちろん純額法のほうが分かりやすいと思います。決算日までいろいろと費用がかかったけど、まだ収穫されていないから、収穫基準の考え方で、今期の費用にしませんと。資産勘定として仕掛品に振り替えておきますよという説明のほうが、分かりやすい

ですね。

ところが、所得税法上の総額法でも説明しなきゃいけないので、実はもう1つの方法があって、しかもこっちのほうが本来は基本ですという難しい説明になっている。特に、農産物の期末仕掛品の性格を説明するのが難しくなっているのでは。ここでは費用の減少として説明されていますが。

【西田】製造原価の中の全部の資源の中から、製造の原価を減少させる性質が、期末仕掛品なわけです。

【戸田】でも、簿記の初学者にはやはり難しいと思います。例えば費用を減少させるというのって、取り消したいなのは商業簿記でもありますが、いわゆる経費の節減を仕訳しなさいと言ったら、できませんよね。ところが、総額法で説明しようと思うと、さっきもそうですが、収益の減少とか費用の減少という、発生項目のマイナスという説明をどうしてもせざるを得なくなっているんじゃないでしょうか。

この説明は、特に簿記の初学者には難しいのでは。農業簿記3級は、とにかく入り口ですから、まずたくさんの人に農業簿記って面白いねと思われることが大事なような気がします。

例えばですけど、下の級では純額法だけを教える。収穫していない場合、その期にかかった費用は仕掛品として時期に繰り越される。そして、もう1級上がったところで、この純額法のやり方は分かりやすいかもしれませんが、所得税法では実はあまり使いませんと。

こういった形で、一遍流れを理解した上で、改めて総額法を教えるというのはどうでしょうか。あるいは、例えばもう1つのやり方として、種苗代を払った時には、ただ種苗代だけじゃなくて、現金の出と種苗費という複式処理にしますよと。でも、種苗費は収穫していなければ、実はその期の費用にはならなくて、仕掛品のところに振り替えられますよというぐらいのレベルに止めておく。でも農業簿記を本当に税務申告に使おうと思ったら、実はこれではできません。では、どうするんでしょうと、段階を上げて行って農業簿記を教授するのも、1つの手なのかなと。

【西田】3級だけで勉強しようとしたら、ちょっと理解しにくいところあるかもしれないですね。

【戸田】あと、所得税法の処理法を何としても複式処理でやろうとするので、難しくなっているような気がします。青色申告書の記入例を無理に会計的に説明しようとするため、さっきのように費用の減少とか言わなきゃいけなくなると思うんですかね。

農業簿記は農業簿記で、そこから導出された数字を、別の、農業所得用の青色申告決算書用に組み換えるというか、別枠で教えたり、両者の連携について上の段階で教えたりと、いろいろなプランもあり得るかなという感じもするんですよ。

現在の農業簿記3級は農業所得用青色申告書をゴールにして、全部複式による説明に落とさないといけないので、多分これを書かれた方もものすごい苦勞をされたと思うんですけど。複

式簿記は、B/SやP/Lを作るという面においては合理的にできていますが、申告書を作るためにあったわけじゃないので。だからでしょうか、ものすごく難しい説明を、この3級からそれをやらざるを得なくなっていると思います。多分、作られた方も大変だったと思いますけど、受験する人間も意外と大変かもしれないなというふうに、ちょっと感じたということです。

【西田】私たちは毎日日常的にやっているから、全然違和感と言うか、ないからいかなんですね。そこが私たち実務家の悲しいところですね。先生とお話をして、なるほどなと思うところあります。

【戸田】いえ。私もなぜそうなってるのかというのは、実はこういう考えがあってというのを、西田先生にいろいろとお聞きして初めて知ったんですけど。

それと、やはり収穫基準ですね。農業簿記実務の真の理解へのポイントが。途中で少しだけ説明されていますけど、もっと主軸として説明されてもいいのかもしれないですね。3級の教科書を作る時に。

【西田】それをしたかったんです。私は収穫基準を延々と書きたかったんですけど、ページ数が決まっておってね。僕の担当は第1章から第2章だけですからね。最初の特徴だけを俺にやらせてくれと。あとはもうみんなに任せて、7、8人でやりましたからね。

【戸田】私なんか逆に、執筆された先生方から批判の対象になると思うのは、正直に言えば、農業および農業に関する税や会計の処理の現場・現実とは全く知らないですから。でも、だからこそ、直接そういった現場にたずさわってこられた西田先生のような方にヒアリング調査という形でいろいろとお聞きする機会をいただくのは、本当に貴重なことなんです。さらに質問してもよろしいでしょうか。

【西田】はい。

【戸田】期末仕掛品棚卸高のところなんですけど、何ページかな、84ページからでしょうか。ここなんですけど、私は最初に読んだ時に、えっ？という違和感がいくつかありました。その1つが、単価の計算は収穫時の販売価格となっている点です。通常は期末時点というふうに考えると思うので。この収穫時の販売価格、これは期末時点における評価額ではなくて、収穫した時の市場価格ですよ。それじゃないとまずいというのは、実務上の理由があるのですか。

【西田】収穫時の販売価格というのは、例えば米なんかを収穫する時は玄米ですよ。玄米は精米して売らにゃいかなわけですね。そうすると、ここの収穫時の販売というのは、要はこういうのを売ろうとする時の価格ですね。大体1俵いくらぐらいだろうというのが出てくるんですね。その時の価格が、収穫時の販売価格ということになります。

【戸田】ということは、大体どれぐらいで売れそうなのかということ、収穫した時点で把握した金額ということですか。

【西田】目安があるということです。

【戸田】目安があるんですか。

【西田】あります。米でも、菊池米とか何かだったらいくらとか、新潟の米だったら、それは2万も3万もしますよ。だけど、八代の米だったら少し安くなりますね。なぜかと言うと、海岸端ですので。そうすると、こちらの熊本のおいしい菊池米だったら、高いけど、他の場所の米だったら安いとか。やっぱり地域によって違うんです。収穫をするときの大体の相場があるんですよ。収穫時の販売価格というのは、収穫した時に大体いくらぐらいで売れるというような、言葉で書くと難しいでしょうけど、そういう時の価格です。

【戸田】なるほど、ただ教科書の文言だけ読むと、未販売の農産物の棚卸価格の計算は、期末に残っている作物の実際の数をもとに数えるわけですね。ただその数にかけるのは、期末の時価ではなくて、もうちょっと前の収穫の時のものをかけましょうということになってますよね。なので、数えている時点と、評価の時点はずれていますよね。

例えば『農業新聞』とかを見ると、今日の農産物の時価が出てますよね。そうすると、期末に倉庫に残っている農産物なんかだと、どれぐらい残っているかが確認できたなら、期末時点の新聞に載っている価格をかけたほうが、全体でいくら残っているかというのが分かるような気がするんですけど。

【西田】なるほど、一般の人は、先生がおっしゃったように、分かりにくいところがあるんでしょうね。ただ、実際には、農産物は集荷される時に、その農産物が通常しとる価格で買い取られますから、問題はないんじゃないかと。

【戸田】それで少し分かりました。例えばJAが米を集荷する際、概算金を農家に前渡しするようですが、そういった金額も「収穫時の販売価格」と見なされる可能性があるわけですね。

それともう1つ違和感があったのは、「期首評価」という表現なんです、先ほどの純額法の説明のところに出てきます。教科書60ページにこの言葉があるんですけど。評価というのは、基本的には期末にやるんだというふうにならなくて、ずっと思ってきたので、文字面だけ見ると何を意味しているのか分からなくて。教科書を見ると、12月31日という期末に、前年度に作付けし、当年度収穫した秋まき小麦の期首評価をするということですね。「期首評価」という言い方を今まで見たことがなかったのですが、文言だけで見ると、期末に期首の金額を評価し直すということですか。

【西田】これ期首評価じゃなくて、期首棚卸ですよ。最初から期首棚卸高としておけば、分かったかもしれませんね。ただ、期首評価じゃないですね。文章的には、前期の期末棚卸額の内訳は何々であったと書かにかいかなですね。

【戸田】期首評価という言葉に違和感があったのは、要するに期末になったら、1年前の費用なんて分かるわけがないんだけど、一応それを評価しましょうという、ある意味いい加減なことをやるのかと思ったからです。そしてもしそんなことができるんだったら、前の記録とつながらないわけで、いくらでも好きな数字が出せちゃうということになってしまうかもしれないな

と思ったので。分かりました。

【西田】でも先生、実は実務では、同じ面積の作付けだったら、期末棚卸の処理はしなくていいというのが所得税法にあるんです。同じ面積で、これに小麦を作付けするとするでしょう。5ヘクタール作っていたと。今年も5ヘクタールだった、来年も5ヘクタールだった時は、こういう期末の仕掛品棚卸高の仕訳はせんでいいよと。なぜかって同じでしょと。だから、棚卸自体を省略してもよろしいという規定があるんです。所得税法の中には。同じことだからですね。

【戸田】もしそうならば、逆にこんな難しい仕訳処理を見せなくてもいいんじゃないですか。

【西田】そこが先生、会計学で行くのか、所得税法で行くのかで（違ってきます）。

【戸田】会計学でやろうとすると、やっぱり。

【西田】そうです。たとえ所得税法ではあげなくていいと書いておっても、それは農業簿記3級には関係ないという意見もあるんですね。

【戸田】農業簿記3級を編む際も、会計理論を中心にすえるのか、所得税法を中心にすえるのか、ご苦労があったわけですね。お聞かせいただき、ありがとうございます。もう一つ質問させていただきます。按分についてです。秋まき小麦の場合、もし期末までに一部収穫されたら、育成にかかった費用は按分計算するんですか。

【西田】そういうのはあり得ないですね。小麦ができて、収穫するのって、一時にぱっと収穫しないと終わらないから。米なんかも同じ。

【戸田】そうか。収穫は、少しずつやる収穫なんていうのはなくて、1回でざっとやるから。私、未収穫農産物の期末棚卸処理を見た時に、じゃあ途中で一部収穫した場合どうするのかなとか思いましたけど、そういうのは基本的にはないわけですね。

【西田】はい。

【戸田】按分なんていうことは、そもそも現実にはあり得ないということですね。

【西田】花卉は違うんですよ。花卉というのは、胡蝶蘭なんかがあるでしょ。胡蝶蘭なんかは収穫するまで3年ぐらいですから、それはちゃんと3年間してから振り替えていくとか、いろいろあるんです。胡蝶蘭一つとっても、例えばバンコクから種を持って来て、芽を出したらフランスコの特別な栽培をしないと、そういうリレーがあるんですよ。そうしたらそれが大体、出来上がって花になるまで3年ぐらいかかると。

【戸田】実態を把握しておかないとならないんですね。

【西田】だから、さっきお見せした標準表が絶対必要になるんです。例えばお茶の場合、4年目でやっともものになるんですよ。ミカンは10年かかるんです。「桃栗三年、柿八年」という言葉にも意味があるんです。

【戸田】なるほど。こういう標準表というのは、現実をJAの人と国税の人たちがかなりしっかり分かっている、先生のようなプロが見た時に、きっちりやっているとお感じになられるんで

すね。

【西田】 はい。やっています。それはやっぱり、細かいところまで見えています。

【戸田】 話は全然違いますが、米国の会計基準は、generally accepted accounting standards (GAAP) と言うんですけど、これは「一般に認められた会計原則」と訳されます。GAAPは、米国各地の実際の実務の中から、まあこれは妥当だろうというものを集めたものと言えます。この実際の実務情報を集めることを担ったのが、米国の会計士たちでした。ですから、米国の会計士って、それなりに現実を知っているとされています。

日本は、会計士の人は本当に細かい実務情報を知ってるかということ、あまりそういう情報が会計士協会に集まっていないようです。どこに集中しているかということ、国税局に行ってみると、よく言われるんですよ。国税の人たち、特に地方に多数散ってる国税専門官の人たちが、例えばこういうものすごい細かい、本当の現実にそった情報を集めている。会計士協会よりも国税局に行ったほうが全然、本当の情報をつかんでいると、ある企業の人から聞いたんですよ。

【西田】 それは事実ですね。会計士が見る情報というのは、大体上場企業のものは一流の社員がやっとならざるでしょう。それをどうやってサンプル視察するかならざるでしょう。大体出来上がってるでしょう。そうすると、本当のところは分からんと思いますね。

【戸田】 実は私の父と祖父が八幡製鐵所勤務だったんです。父から元経理部長の方を紹介され、いろいろと話をお聞きしました。その方によると、日本最初のリース物件の償却期限を何年にするかというので、会計士がもめている時に、国税の二課というところがいち早く、5年という数字をぱっと入れたらしいんです。それは実は、八幡製鐵が初めてリース物件を入れた時に、そのリース対象はIBMの大型コンピューターだったらしいんですけど、それが米国で本当に何年ぐらいで償却されているかをいち早くつかんできたらしいんです。その方も、「さすが国税、やっぱり本当のところをよく知ってる」と感心されたそうです。

【西田】 やっぱり、集めるんじゃないですかね。それが熊本のこの標準表なんですよ。静岡は違うかもしれない。お茶の静岡です。地域によって違うんですよ。でも、地域ごとの現実に基づいた標準は絶対必要です。

【戸田】 何だこれはというのを、申告の時に持って行ったら駄目なわけでもんね。

【西田】 そういう点で棚卸というのは、本当にわれわれ泣かせですね。

【戸田】 税と会計が違うという時に、つい私たちがみたいな会計プロパーは、税は取りやすいところから取れるだけ取るだけじゃないか、と正直思ったりする時があります。ですけど、実は会計側のほうは全然現実を知らなくて、実際は税を取る人たちのほうが、本当の細かい現実を知っているというのがあるんですよ。私たち会計側も、現実の情報をつかむという点で、びっちりしないといけないなというふうに思っております。

税と会計との対立という点で、さらに質問させていただきます。先生もこの教科書を編む時

に対立があったとおっしゃっていました。確かに、所得税法青色申告決算書における取扱いを、どう複記で説明するかというのが全編を貫いているように思えます。ところが、教科書の中では、簿記の原則が基本であって、青色申告決算書による取扱いは「参考」だと書かれていますよね。教科書作成の過程で、かなり主客の逆転があるんじゃないのかなというのが、どうしても思うところでした。

それと、教科書の最初のところに書かれているんですけど、「農業簿記の真の目的は何か」という問いの答えとして、「農産物の生産に要した原価を把握して、これを基に改善を図り、農業経営の発展に寄与する」と書かれています。ということは、やはり原価をいかに正確に把握していくかということが農業簿記の目的ですよ。私もこれ賛成です。簿記会計って、こういうことのために必要ですよ。でも、3級検定の内容に入っていけば行くほど、原価の算定をいかにするかというよりも、申告書類の作成を問題なく行うほうに引っ張られてるかなと、どうしても感じてしまいます。

【西田】それが日本の現実なんですよ。これに対して特に米国では、農業というのは人を使っているんですよ。だから、会計が当然入ってるんです。人をどれだけ使って、どれだけ儲かるかと。だから、会計抜きにしては語れないわけですね。それはそうだろうと思う。あんな広いところ、何人も人を使ってするでしょう。そうすると、お金をいくら払わにゃいかんから、毎年ちゃんと帳面つけとかにゃいかんだろうというのは、最初からもう頭に入ってるんですよ。

日本はそうじゃないですよ。小さな土俵の中で食っていかならん。戦後の人たちは6割ぐらいが農業人口だったんじゃないんですか。昭和22年、23年、そういう時は食べていけるかどうか、でも、それでも税金は取らにゃいかん。これが課税庁にはあったと思うんです。だから、あなたたち帳面なんかつけなくていいから、特に米は政府が買い上げてやるからと。帳面なんかつけなくて、これぐらいの面積で米をつくったらあなたの所得はいくらよと上から言う。だから、シャウプさんが何で会計を入れないのと。シャウプさんが勧告しているわけですね、「シャウプ勧告」の時。でも、それからずっと何もされてこなかったんです。

昭和59年ぐらいまでは反別課税でしたからね。でも、反別課税も各県によって違いますからね。やっと会計を入れにゃいかなんとなったのが、平成5年です。平成5年のウルグアイ・ラウンドの時、米が自由化になったんです。細川政権の時に6兆円も補助金を使ったんですけど、何の効果もなかった。あれから、米がもう駄目になっていった。

【戸田】そこで、会計に関して新しい変化があったんですよ。

【西田】ウルグアイ・ラウンド対策として、いろんな農業経営基盤強化法ができたりした。その時に、われわれのところの協議会が、平成5年6月頃スタートしたんです。これから農業は会計を入れて、いろんなことをやらにゃいかんでしょうと。会計が入ってくると、もう今は青色申告は当たり前ですよ。昭和59年までは、会計なんか関係なかったからですね。

【戸田】先生は、会計はどうしても必要だというのが信念ですよ。

【西田】 会計を入れなかったら、本当に儲かるとるかどうかなんか分からないですよ。そうすると、今の収穫基準は本当はおかしいということも出てくると思います。収穫基準でなくたって、本当の原価が分かればいいじゃないかと。そういうのを先生たちが学者として書いてもらいたい。そうすると、非常に変わると思います。

私から言わせれば、今の収穫基準は、一部で税金の先払いにもなっている。農産物の本当の原価をとというふうに持っていけば、税金の先払いもなくなると思うんです。

ただし、戸田農家と西田農家とじゃ違うわけですね。それはそこの個別個別でやるべきなんです。だから今、国税は個別評価をせよというのが原則なんです。個別評価せよということは、こういう標準表は表に出しちゃいかんことになる。実務的には絶対必要ですけど。でもやっぱり、収穫基準で一律じゃなくて、個別個別の農家が農産物の本当の原価を算定するために農業簿記というのは必要なんです。

【戸田】 改めて最後にもう一度確認させていただきますが、農業簿記検定3級の教科書の初めに、農業簿記の真の目的として、「農作物の生産に要した原価を把握してこれをもとに改善をはかり、農業経営の発展に寄与すること」とあります。これは先生ご自身が書かれたんですね。

【西田】 これは私が書きました。

【戸田】 ありがとうございます。本日は、本当に貴重な話を伺うことができました。もうこんな時間なんですね。すみません、確定申告でお忙しい中を。

【西田】 いえいえ、でも熱心で研究者らしい質問で、やっぱり学者だなと思いました (笑)。

【戸田】 そんな (笑)。でも本日は、長時間にわたり、本当にありがとうございました。(終了)